



第80回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリOTTホテル
地下1階 ボールルーム

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する
対応策（買収防衛策）継続の件

目次

第80回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	36
連結計算書類.....	51
計算書類	53
監査報告書	55

(証券コード8043)
2019年6月10日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目5番7号
スターゼン株式会社
代表取締役 中津濱 健
会長兼社長

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができ、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2頁に記載の「議決権行使方法のご案内」に従って2019年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|----------------------|-------|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル 地下1階 ボールルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 会議の目的事項
【報告事項】 | | 1. 第80期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 【決議事項】 | 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 | 取締役13名選任の件 |
| | 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| | 第5号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |
| | 第6号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策
（買収防衛策）継続の件 |

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。  
◎株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.starzen.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
・事業報告の会社の新株予約権等に関する事項  
・連結株主資本等変動計算書  
・株主資本等変動計算書  
・株式会社の支配に関する事項  
・連結計算書類の連結注記表  
・計算書類の個別注記表  
・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.starzen.co.jp/>）において掲載させていただきます。

# 議決権行使方法のご案内

## 当日ご出席いただける場合



株主総会日時

2019年6月27日(木曜日)午前10時開催

(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

2019年6月26日(水曜日)午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください

行使期限

2019年6月26日(水曜日)午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにごアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

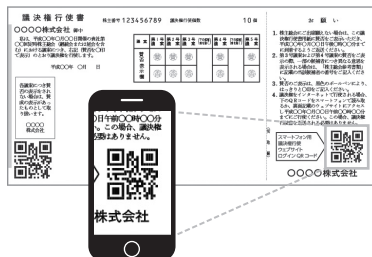
- (1) 行使期限は2019年6月26日(水曜日)午後5時までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**スマート行使**  
(議決権行使コードなし)

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

すべての会社提案議案について賛否を指示する

各議案について個別に指示する

※「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

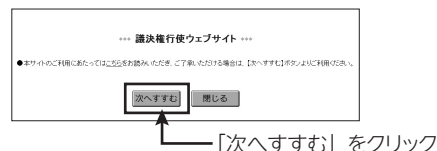
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

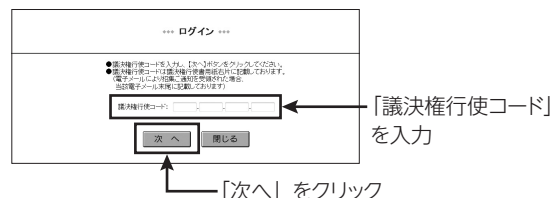
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

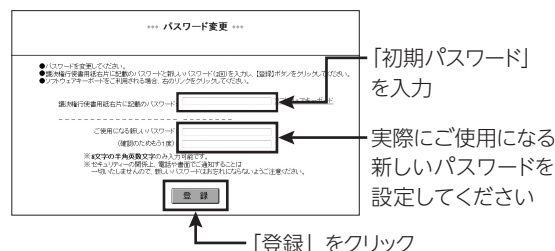
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分は、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への配当を最重要政策の一つとして認識しており、基本的には安定した配当を継続していくものと考えております。

第80期の期末配当につきましては、当期の業績および財務状況等を総合的に勘案し、直近の配当予想から1株当たり10円増配することとし、普通株式1株につき120円とさせていただきますと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金120円

配当総額 1,168,762,920円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

- ①今後の事業展開と事業の多様化に対応するため、現行定款の第2条（目的）を一部変更するものであります。
- ②取締役の事業年度における経営責任を明確にするため、第22条（取締役の任期）第1項を変更するものであります。
- ③取締役会の招集権者および議長を社長とするため、第24条（取締役会の招集権者および議長）を変更するものであります。
- ④監査役の体制強化のため、第32条（監査役の員数）を変更するものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2条（目的）<br>1. 食肉の加工および <u>売買</u><br>2. 畜産物の生産、加工および <u>売買</u><br>3. <u>食肉および畜産物の輸出入</u><br>(新設)<br>4. <u>食品の製造、加工、売買および輸出入</u><br>(新設)<br>(新設)<br>(新設) | 第2条（目的）<br>1. 食肉の加工、 <u>売買および輸出入</u><br>2. 畜産物の生産、加工、 <u>売買および輸出入</u><br>(削除)<br>3. <u>家畜の飼育および販売</u><br>4. <u>農産物の生産、加工、売買および輸出入</u><br>5. <u>水産物の生産、加工、売買および輸出入</u><br>6. <u>その他の食品の製造、加工、売買および輸出入</u><br>7. <u>飼料および肥料の製造、加工、売買および輸出入</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5. <u>医薬品および医薬部外品の製造売買</u></p> <p>(新設)</p> <p>6. <u>企業内教育研修の企画・実施、企業の経営診断および出版・教材の製作・販売</u></p> <p>7. <u>農産物の生産、売買および輸出入</u></p> <p>8. <u>酒類の売買および輸出入</u></p> <p>9. <u>建築工事の設計・監理・施工および請負、不動産の売買・賃貸借および仲介業</u></p> <p>10. <u>飼料および肥料の製造・売買および輸出入</u></p> <p>11. <u>陸運業および冷蔵・冷凍倉庫業</u></p> <p>12. <u>飲食店の経営</u></p> <p>13. <u>ソフトウェアの開発・設計・製造・販売、運用管理およびコンサルティング</u></p> <p>14. <u>食品および食品製造施設の安全維持に関する検査・指導</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>8. <u>医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品および日用雑貨の製造、加工、売買および輸出入</u></p> <p>9. <u>酒類の売買および輸出入</u></p> <p>10. <u>企業内教育研修の企画および実施、企業の経営診断、出版ならびに教材の製作および販売</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>11. <u>建築工事の設計、監理、施工および請負ならびに不動産の売買、賃貸借、管理および仲介</u></p> <p>(削除)</p> <p>12. <u>陸運業および冷蔵、冷凍倉庫業</u></p> <p>13. <u>飲食店の経営</u></p> <p>14. <u>コンピュータ、コンピュータ関連機器およびソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、運用管理およびコンサルティング</u></p> <p>(削除)</p> <p>15. <u>コンピュータによる各種計算業務等の請負</u></p> <p>16. <u>食品および食品製造施設の安全維持に関する検査および指導</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>15.</u> 損害保険代理業</p> <p><u>16.</u> 有価証券の取得、運用、融資、債務の保証等の信用供与</p> <p><u>17.</u> 前各号に関連および付帯する事業</p> <p>第22条（取締役の任期）<br/>取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長）<br/>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役<u>会長</u>に欠員または事故があるときは、<u>取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第32条（監査役の数）<br/>当社の監査役は<u>5</u>名以内とする。</p> | <p>(削除)</p> <p><u>17.</u> 有価証券の取得、運用、融資、債務の保証等の信用供与</p> <p><u>18.</u> 前各号に関連および付帯する事業</p> <p>第22条（取締役の任期）<br/>取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長）<br/>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役<u>社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第32条（監査役の数）<br/>当社の監査役は<u>6</u>名以内とする。</p> |

## 第3号議案 取締役13名選任の件

取締役11名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の一層の強化を図るため、取締役を2名増員することとし、取締役13名の選任をお願いするものであります。取締役の候補者は以下のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                            | 当社における現在の地位および担当 |
|------------|--------------------------------|------------------|
| 1          | なか つ はま つよし<br>中津濱 健 再任        | 代表取締役会長兼社長       |
| 2          | なが の あきら<br>永 野 章 再任           | 代表取締役副社長         |
| 3          | てら し こう いち<br>寺 師 孝 一 再任       | 専務取締役<br>品質保証本部長 |
| 4          | よこ た かず ひこ<br>横 田 和 彦 再任       | 常務取締役<br>営業本部長   |
| 5          | も はら かおる<br>茂 原 馨 再任           | 取締役<br>生産事業本部長   |
| 6          | いり え やす あき<br>入 江 泰 明 再任       | 取締役<br>SMP 管理本部長 |
| 7          | うずら はし まさ お<br>鶉 橋 正 雄 再任      | 取締役<br>海外本部長     |
| 8          | は せ べ もと やす<br>長谷部 元 靖 再任      | 取締役<br>製造本部長     |
| 9          | たか はし まさ みち<br>高 橋 正 道 新任      | 執行役員             |
| 10         | たか はま りょう いち<br>高 濱 良 一 新任     | 執行役員             |
| 11         | おお はら わたる<br>大 原 亘 再任 社外 独立    | 取締役              |
| 12         | うめ の ひろ ゆき<br>梅 野 博 之 新任 社外 独立 | —                |
| 13         | な ご や ゆたか<br>名古屋 裕 新任 社外       | —                |

(注)当社における地位等は、2019年4月1日現在のものを記載しております。

|       |         |     |               |            |         |    |
|-------|---------|-----|---------------|------------|---------|----|
| 1     | なか つ はま | つよし | (1950年1月19日生) | 取締役会出席回数   | 13回/13回 | 再任 |
|       | 中津濱     | 健   |               | 所有する当社株式の数 | 18,764株 |    |
| 候補者番号 |         |     |               |            |         |    |

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |                                              |           |                   |
|-----------|----------------------------------------------|-----------|-------------------|
| 1972年 4 月 | 当社入社                                         | 2010年 4 月 | ローマイヤ(株) 代表取締役社長  |
| 2000年 3 月 | 当社業務執行役員 販売本部長                               | 2011年 6 月 | 当社専務取締役           |
| 2002年 4 月 | (株)ゼンチク販売 代表取締役社長                            | 2012年 4 月 | 当社代表取締役社長         |
| 2004年 6 月 | 当社取締役 販売本部長                                  | 2018年 4 月 | 当社代表取締役会長兼社長 (現任) |
| 2008年10月  | (株)スターゼンミートグループ (現スターゼンミートプロセッサー(株)) 代表取締役社長 |           |                   |

### 取締役候補者とした理由

中津濱健氏は、代表取締役会長兼社長として、当グループの経営全般を担っております。豊富な知識・経験を有しており、強いリーダーシップを持ってグループ全体を牽引しております。今後のさらなる事業拡大ならびに企業価値向上に不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

|       |            |          |                |            |         |    |
|-------|------------|----------|----------------|------------|---------|----|
| 2     | なが の<br>永野 | あきら<br>章 | (1955年12月30日生) | 取締役会出席回数   | 13回/13回 | 再任 |
|       |            |          |                |            |         |    |
| 候補者番号 |            |          |                | 所有する当社株式の数 |         |    |
|       |            |          |                | 8,540株     |         |    |

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |                |           |                 |
|-----------|----------------|-----------|-----------------|
| 1978年 4 月 | 当社入社           | 2009年 4 月 | 当社執行役員 企画管理本部長  |
| 1996年 4 月 | (株)ゼンチク販売 第一部長 | 2011年 6 月 | 当社常務取締役 企画管理本部長 |
| 1999年 3 月 | 当社事業開発部長       | 2016年 4 月 | 当社専務取締役         |
| 2003年 4 月 | ローマイヤ(株) 常務取締役 | 2017年 6 月 | 当社代表取締役専務       |
| 2006年 4 月 | 当社執行役員 総務統括部長  | 2018年 4 月 | 当社代表取締役副社長 (現任) |

### 取締役候補者とした理由

永野章氏は、代表取締役副社長として管理本部、経理本部、財務本部、経営本部、海外本部を管掌し、会長兼社長を幅広く補佐しております。さまざまな角度からグループ全体の事業をリードしており、企業価値のさらなる向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

|       |      |       |                |            |         |    |
|-------|------|-------|----------------|------------|---------|----|
| 3     | てら し | こう いち | (1956年 3月13日生) | 取締役会出席回数   | 13回/13回 | 再任 |
|       | 寺師   | 孝一    |                | 所有する当社株式の数 | 6,800株  |    |
| 候補者番号 |      |       |                |            |         |    |

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|                   |                                              |          |                      |
|-------------------|----------------------------------------------|----------|----------------------|
| 1981年 2月          | 当社入社                                         | 2011年 6月 | 当社取締役                |
| 2001年 1月          | 当社量販事業部長                                     | 2016年 4月 | 当社常務取締役              |
| 2007年 4月          | 当社執行役員 国産食肉部長                                | 2017年 6月 | 当社代表取締役常務            |
| 2008年10月          | スターゼン東日本販売(株) (現スターゼン販売(株))<br>代表取締役社長       | 2018年 4月 | 当社代表取締役専務            |
| 2010年 4月          | (株)スターゼンミートグループ (現スターゼンミートプロセッサー(株)) 代表取締役社長 | 2019年 4月 | 当社専務取締役 品質保証本部長 (現任) |
| (重要な兼職の状況)        |                                              |          |                      |
| 首都圏食肉卸売業者協同組合 理事長 |                                              |          |                      |

### 取締役候補者とした理由

寺師孝一氏は、専務取締役として、製造本部を管掌しております。また、品質保証本部長としてグループ全体の品質管理体制の強化ならびに安全対策に関する責任を担っており、企業価値のさらなる向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

|       |           |            |               |                     |                      |    |
|-------|-----------|------------|---------------|---------------------|----------------------|----|
| 4     | よこた<br>横田 | かずひこ<br>和彦 | (1964年3月18日生) | 取締役会出席回数<br>13回/13回 | 所有する当社株式の数<br>1,900株 | 再任 |
|       |           |            |               |                     |                      |    |
| 候補者番号 |           |            |               |                     |                      |    |

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|                    |                                       |          |                         |
|--------------------|---------------------------------------|----------|-------------------------|
| 1986年 4月           | 当社入社                                  | 2014年 1月 | 当社執行役員 営業本部長            |
| 1999年 3月           | 当社藤沢営業所長                              | 2015年 4月 | 当社常務執行役員                |
| 2006年 2月           | 当社量販事業部長                              | 2016年 6月 | 当社取締役                   |
| 2010年10月           | スターゼン広域販売(株) (現スターゼン販売(株))<br>代表取締役社長 | 2017年 4月 | スターゼン販売(株) 代表取締役社長 (現任) |
| 2013年 4月           | 当社執行役員                                | 2018年 4月 | 当社常務取締役                 |
| (重要な兼職の状況)         |                                       | 2019年 4月 | 当社常務取締役 営業本部長 (現任)      |
| スターゼン販売(株) 代表取締役社長 |                                       |          |                         |

### 取締役候補者とした理由

横田和彦氏は、常務取締役営業本部長として、当グループの営業全般に関する責任を担っております。販売分野における長年の経験ならびにグループ会社の社長として培った幅広い知見を有しており、企業価値のさらなる向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

5

候補者番号

も はら  
茂原かおる  
馨

(1956年4月19日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社株式の数 9,000株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |                                           |           |                           |
|-----------|-------------------------------------------|-----------|---------------------------|
| 1979年 4 月 | 当社入社                                      | 2011年 4 月 | スターゼンミートプロセッサー(株) 代表取締役社長 |
| 2004年 6 月 | 当社国産食肉本部国産食肉部長                            | 2015年 6 月 | 当社取締役                     |
| 2006年 2 月 | (株)スターゼンミートグループ (現スターゼンミートプロセッサー(株)) 管理部長 | 2018年 4 月 | 当社常務取締役                   |
| 2007年 4 月 | 当社執行役員                                    | 2019年 4 月 | 当社取締役 生産事業本部長 (現任)        |

## 取締役候補者とした理由

茂原馨氏は、取締役生産事業本部長として、当グループの生産事業全般に関する責任を担っております。今後、当グループが生産事業に一層注力し、企業価値のさらなる向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

6

候補者番号

いり え  
入江やす あき  
泰明

(1960年9月6日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社株式の数 1,700株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |                          |           |                                |
|-----------|--------------------------|-----------|--------------------------------|
| 1984年 4 月 | 三井物産(株)入社                | 2015年 4 月 | 当社執行役員                         |
| 2006年 4 月 | 同社穀物油脂部 穀物室長             | 2015年 7 月 | 当社取締役                          |
| 2008年 9 月 | Multigrain (ブラジル) 上席副社長  | 2018年 2 月 | スターゼンミートプロセッサー(株) 取締役副社長       |
| 2010年10月  | 三井物産(株) 九州食料部長           |           | スターゼンファーム(株) 代表取締役社長           |
| 2014年 4 月 | スターゼンインターナショナル(株) 取締役副社長 | 2018年 6 月 | スターゼンミートプロセッサー(株) 代表取締役社長 (現任) |
| 2014年 6 月 | 同社代表取締役社長                | 2019年 4 月 | 当社取締役 SMP管理本部長 (現任)            |

(重要な兼職の状況)

スターゼンミートプロセッサー(株) 代表取締役社長

## 取締役候補者とした理由

入江泰明氏は、取締役SMP管理本部長として、当グループの食肉製造全般に関する責任を担っております。三井物産(株)における長年の知見ならびに当グループ各部門における幅広い経験があり、グループ全体のさらなる価値向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

7

候補者番号

うずら はし

ま さ お

鵜橋 正雄

(1976年4月20日生)

取締役会出席回数13回/13回

所有する当社株式の数3,242株

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |                            |           |                           |
|-----------|----------------------------|-----------|---------------------------|
| 2008年 9 月 | 当社入社                       | 2015年 4 月 | スターゼンインターナショナル(株) 常務取締役   |
| 2011年10月  | スターゼンヨーロッパ社 取締役社長          | 2016年 4 月 | 当社執行役員                    |
| 2014年 1 月 | スターゼン広域販売(株) (現スターゼン販売(株)) |           | スターゼンインターナショナル(株) 取締役副社長  |
|           | 広域営業部長                     | 2017年 6 月 | 当社取締役                     |
| 2014年 4 月 | 同社取締役 広域営業部長               | 2018年 4 月 | スターゼンインターナショナル(株) 代表取締役社長 |
|           |                            | 2019年 4 月 | 当社取締役 海外本部長 (現任)          |

取締役候補者とした理由

鵜橋正雄氏は、取締役海外本部長として、当グループの海外事業、輸出入業務全般に関する責任を担っております。今後、当グループがグローバルな展開を一層強化し、企業価値のさらなる向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

8

候補者番号

は せ べ

もと や す

長谷部 元靖

(1964年5月8日生)

取締役会出席回数10回/10回

所有する当社株式の数0株

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |                           |           |                   |
|-----------|---------------------------|-----------|-------------------|
| 1988年 4 月 | 三井物産(株)入社                 | 2017年 4 月 | 当社上席執行役員          |
| 2009年 4 月 | 三井物産人材開発(株) 代表取締役社長       | 2018年 4 月 | 三井物産(株) 流通事業本部長補佐 |
| 2014年 5 月 | 東邦物産(株) 取締役上席執行役員         | 2018年 6 月 | 当社取締役 (非常勤)       |
| 2015年 9 月 | スターゼンインターナショナル(株) 取締役副社長  | 2019年 4 月 | 当社取締役 製造本部長 (現任)  |
| 2016年 4 月 | 当社執行役員                    |           |                   |
|           | スターゼンインターナショナル(株) 代表取締役社長 |           |                   |

取締役候補者とした理由

長谷部元靖氏は、取締役製造本部長として、当グループの加工食品全般の製造に関する責任を担っております。三井物産(株)における長年の経験や、グループ海外関連会社の社長として培った幅広い知見を有しており、企業価値のさらなる向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

9

候補者番号

たかはし  
高橋まさみち  
正道

(1963年11月18日生)

新任

所有する当社株式の数 1,200株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|         |                                                        |         |                                     |
|---------|--------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------|
| 1986年4月 | 当社入社                                                   | 2013年4月 | スターゼンミートプロセッサー(株) 取締役 三沢工場長 (現青森工場) |
| 2009年4月 | (株)スターゼンミートグループ (現スターゼンミートプロセッサー(株)) 国産ポーク・プロイラー部長     | 2016年4月 | スターゼンミートプロセッサー(株) 常務取締役 青森工場長       |
| 2010年4月 | (株)スターゼンミートグループ (現スターゼンミートプロセッサー(株)) 取締役 国産ポーク・プロイラー部長 | 2017年4月 | 当社執行役員 (現任)                         |
|         |                                                        | 2018年4月 | スターゼンミートプロセッサー(株) 専務取締役 (現任)        |

## 取締役候補者とした理由

高橋正道氏は、当社の執行役員であると同時に、食肉製造全般を担うグループ会社の専務取締役として、同事業の拡大に大きく貢献しております。同氏の食肉製造分野における長年の経験と、グループ会社の経営により培った知見は、企業価値のさらなる向上を目指すにあたり極めて重要であり、新たに選任をお願いするものであります。

10

候補者番号

たかはま  
高濱りょういち  
良一

(1965年6月7日生)

新任

所有する当社株式の数 200株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|         |                                        |         |                                    |
|---------|----------------------------------------|---------|------------------------------------|
| 1988年4月 | 当社入社                                   | 2014年4月 | スターゼン広域販売(株) (現スターゼン販売(株)) 代表取締役社長 |
| 2009年4月 | スターゼン西日本販売(株) (現スターゼン販売(株)) 取締役 神戸営業所長 | 2016年4月 | スターゼン販売(株) 常務取締役 中京・近畿統括部長         |
| 2011年4月 | スターゼン広域販売(株) (現スターゼン販売(株)) 取締役 広域営業部長  | 2018年4月 | 当社執行役員 (現任)                        |
| 2013年4月 | スターゼン広域販売(株) (現スターゼン販売(株)) 常務取締役       | 2019年4月 | スターゼン販売(株) 常務取締役 営業統括部長 (現任)       |

## 取締役候補者とした理由

高濱良一氏は、当社の執行役員であると同時に、グループ販売会社の常務取締役として、販売分野の事業拡大に大きく貢献しております。同氏の販売部門における長年の経験と、グループ会社の経営により培った知見は、企業価値のさらなる向上を目指すにあたり極めて重要であり、新たに選任をお願いするものであります。

11

候補者番号

おおはら  
大原

わたる  
亘

(1952年8月17日生)

再任

社外

独立

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社株式の数 0株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |                        |           |                      |
|-----------|------------------------|-----------|----------------------|
| 1975年 4 月 | (株)三井銀行（現(株)三井住友銀行）入行  | 2009年 4 月 | 同行代表取締役兼副頭取執行役員      |
| 2007年 4 月 | 同行常務執行役員               |           | 同社副社長執行役員            |
|           | 三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 | 2010年 6 月 | 同社代表取締役副社長           |
| 2008年 4 月 | 同行取締役兼専務執行役員           | 2011年 6 月 | 同行顧問                 |
|           | 同社専務執行役員               | 2012年 6 月 | (株)テイソウ（現(株)帝国倉庫）取締役 |
|           |                        | 2013年 4 月 | 同社取締役社長（現任）          |
|           |                        | 2017年 6 月 | 当社社外取締役（現任）          |

(重要な兼職の状況)

(株)帝国倉庫 取締役社長

オリエンタルモーター(株) 社外監査役

### 社外取締役候補者とした理由

大原亘氏は、金融機関および事業会社における経営者として長年の経験を有しており、企業経営全般に関する幅広い経験と高い識見を有しております。当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同の利益の為に適切な助言を得られる人材であり、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

12

候補者番号

うめ の  
梅野

ひろ ゆ き  
博之

(1958年7月6日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数 0株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|           |            |           |                         |
|-----------|------------|-----------|-------------------------|
| 1981年 4 月 | 農林中央金庫入庫   | 2007年11月  | 同庫札幌支店長                 |
| 2002年10月  | 同庫和歌山事務所長  | 2010年 8 月 | 全国森林組合連合会 代表理事専務        |
| 2005年 7 月 | 同庫事務企画部副部長 | 2013年 6 月 | 系統債権管理回収機構(株) 常務取締役（現任） |

(重要な兼職の状況)

系統債権管理回収機構(株) 常務取締役

### 社外取締役候補者とした理由

梅野博之氏は、長年にわたり金融・財務に関する業務に従事し、専門的な知識や識見を有しております。当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同の利益の為に適切な助言を得られる人材であることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

13

候補者番号

なごや ゆたか  
名古屋 裕

(1964年9月21日生)

新任

社外

所有する当社株式の数 0株

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                               |          |                                                             |
|----------|-------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------|
| 1987年 4月 | 三井物産㈱入社                       | 2013年 6月 | United Grain Corporation Director & Exective Vice President |
| 2007年 4月 | 同社穀物油脂部穀物室長                   |          |                                                             |
| 2009年 4月 | 同社人事総務部人事企画室兼食料・リテール業務部人事総務室長 | 2016年 4月 | 三井物産㈱ 食料本部長補佐（現任）                                           |

## 社外取締役候補者とした理由

名古屋裕氏は、三井物産㈱の食料本部長補佐として、畜産事業を含む食料事業全般に関する高い知見を有しております。当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同の利益の為に適切な助言を得られる人材であることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1.取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

- ① 鷗橋正雄氏の三親等以内の親族が業務執行者である港南商事株式会社は、当社に対して建物を賃貸しております。
- ② 大原亘氏は、株式会社帝国倉庫の代表取締役であります。同社と当社との間には、書類の保管、廃棄等の取引があります。
- ③ 鷗橋正雄氏、大原亘氏以外の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大原亘氏、梅野博之氏、名古屋裕氏は、社外取締役候補者であります。また、大原亘氏および梅野博之氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員候補者であります。
3. 社外取締役候補者の在任期間について  
大原亘氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
  - ① 梅野博之氏、名古屋裕氏が選任された場合は、当社は2氏との間で、会社法第427条第1項ならびに当社定款第30条の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額としております。
  - ② 当社は、大原亘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額としており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 長谷部元靖氏は、2018年6月の就任以降に開催された取締役会の出席回数となります。

以 上

#### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第77回定時株主総会決議により、月額35百万円以内（うち社外取締役分2百万円以内。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）とご承認いただいております。

しかしながら、今後の社外取締役増員の可能性および諸般の事情を考慮し、機動的な報酬政策を可能とするため、現行の月額による定めを年額による定めに変更、取締役の報酬を年額436百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役数は11名（うち社外取締役は2名）ですが、本総会第3号議案が原案どおり承認可決された場合は13名（うち社外取締役は3名）となります。

#### 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第68回定時株主総会決議により、月額4百万円以内とご承認いただいております。

しかしながら、本総会第2号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決された場合には、定款に定める監査役の員数が5名から6名に増員されることから、監査体制の一層の充実を図るため、監査役の報酬額について現行の月額による定めを年額による定めに変更した上で、年額72百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役数は4名であります。

#### 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初2007年6月28日開催の第68回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2016年6月29日開催の当社第77回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期限は、2019年6月30日までに開催予定の第80回定時株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

その結果、2019年5月9日開催の当社取締役会において、現プランの内容を一部変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し継続するべく、本総会の議案としてお諮りする

ことを決議しました。

現プランからの変更は、語句の修正、文言の整理等、軽微なものに留まっており、基本的な内容に大きな変更はございません。

本プランにつきましては、当社監査役4名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意見を述べております。

なお、2019年3月31日現在の当社株式の状況につきましては、別紙1のとおりですが、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておられません。

## **I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当社グループは、「食を通して人を幸せにするグローバルな生活関連企業を目指す」を経営ビジョンとして、創業以来、食肉卸売業を中核として、業界のイノベーター（革新者）たるべく様々な機能を強化してまいりました。今後もさらに国民の食生活の更なる向上に資するべく、食肉の安定供給の推進のため国内、海外の生産事業や調達基盤の整備・拡充と、産地から食卓までの一貫した食肉卸売事業の拡大を図り、一層多様化する食への要望に的確に応えるべく、食肉を原料にした食品群の取り扱い拡大のため迅速な対応を進めております。

当社は、当社株式の大規模な買付行為等の是非については、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、そのために株主の皆様が適切な状況判断を行えるよう、十分な情報提供と考慮期間を設ける必要があると認識しております。

また、当社は、一概に当社株式に対しての大規模な買付行為等に対して否定的な見解を有するものではありません。しかしながら、実際に資本市場で発生する大規模な買付行為の中には、

- ① 当社株式の大量買付の目的が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、
- ② 買収者が一般株主に対し、不利益な条件で株式売却を事実上強要する恐れがあるもの、
- ③ 買収者が、一般株主が適切に判断するために必要な情報の提供や考慮期間を用意していないもの、
- ④ 買収者が当社取締役会に対し、買収提案および事業計画等の提示、ならびに交渉機会、考慮期間を用意していないもの等、会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも想定されます。

そのような買付行為を行う者は、当社の会社支配に関する基本方針に照らして適当でないと判断し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保する為に、不適切な者からの大規模な買付行為等を防止するために何らかの対抗処置を講ずる必要があると考えます。

## Ⅱ. 会社支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

国内環境は、少子化・高齢化が進み、食肉の需要は微増で推移する見通しです。また、食肉の消費形態は、家庭内での調理から惣菜や加工食品を購入して消費する形態にシフトすることが予想されます。

一方、海外では、アジアを中心に食肉の需要が一層高まっており、今後食肉の需要は世界的に増加することが予想されます。このような環境下、当社グループは2019年3月期を初年度とする3年間の中期経営計画を策定し以下3つの課題に取り組んでおります。

### (1) 総合食肉加工メーカーへの挑戦（攻め）

- ・既存事業強化に加え、海外事業展開、製造・加工能力増強のための投資を行います。

### (2) 業務プロセス改革によるグループ競争力強化（守り）

- ・グループ内業務プロセスの抜本的改革によりコストダウンを図ります。

### (3) コーポレート機能強化

- ・コーポレート機能強化により営業を支援するとともに、グループ競争力強化につなげます。

当社グループは、以上のような取り組みを基本として、事業環境の変化への対応強化、顧客価値の創造および企業価値向上を目指すとともに、株主共同の利益の一層の向上を追求し、さらには財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配当政策を実施してまいります。

## Ⅲ. 本プランの内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み）

### 1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ.に述べた会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入され、継続してきた現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の

企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会の議案としてお諮りすることを決議しました。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の

2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株式等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程(概要につきましては、別紙2をご参照ください。)に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランの独立委員会の委員については、社外取締役の大原 巨氏、社外監査役の小越 信吾氏、ならびに弁護士の多田 敏明氏を選任する予定です。(略歴につきましては、別紙3をご参照下さい。)

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあ

るか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンス・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### （１）大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

##### （２）大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記（１）、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為およびその関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社および当社グループの経営に参画した後に予定している当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、そ

の旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記（３）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

### （３）当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

### （１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守し

たか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙 4 に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

## （２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記（１）で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ① 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合

- ④ 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による買付後経営方針が不十分または不適当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑨ 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4.（3）の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動または不発動について判断を行うものとします。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令および定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。このように株主意思確認手続きをとった場合は、株主の皆様の意思を確認の上、対抗措置

の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できないものとします。

### （３）対抗措置発動の停止等について

上記（１）または（２）において、当社が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または、無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

## ６．本プランによる株主の皆様にご与える影響等

### （１）大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様が利益に資するものであると考えております。

なお、上記５．において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当て期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日まで、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 7. 本プランの適用開始、有効期限、廃止および修正・変更

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認があった日より発効する事とし、有効期限は2022年6月30日までに開催される当社第83回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

#### **Ⅳ. 本プランの合理性について（本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）**

##### **1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること**

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

##### **2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること**

本プランは、上記Ⅲ1.「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

### 3. 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

### 4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ 5.「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。また、その判断の概要については株主の皆様に適宜公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

### 5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

## 当社株主等の状況（2019年3月31日現在）

1. 発行可能株式等総数                    22,000,000株
2. 発行済株式等総数                    9,741,191株
3. 株主数                                    12,220名（単元株主数、自己株と保振除く）
4. 大株主（上位10名）

| 株主名                        | 当社への出資状況 |         |
|----------------------------|----------|---------|
|                            | 持株数（千株）  | 持株比率（%） |
| 三井物産株式会社                   | 1,554    | 15.96   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)  | 352      | 3.61    |
| 株式会社三井住友銀行                 | 324      | 3.33    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)    | 321      | 3.29    |
| 農林中央金庫                     | 304      | 3.12    |
| 株式会社三菱UFJ銀行                | 279      | 2.87    |
| 株式会社鶏橋興産                   | 234      | 2.41    |
| スターゼン社員持株会                 | 227      | 2.33    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 204      | 2.09    |
| 株式会社みずほ銀行                  | 160      | 1.64    |

(注) 1.持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。  
2.持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

以 上

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙3)

## 独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

大原 亘 (おおはら わたる)  
(生年月日) (1952年8月17日)  
(略歴)

|       |    |                                   |
|-------|----|-----------------------------------|
| 1975年 | 4月 | (株)三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行           |
| 2007年 | 4月 | 同行常務執行役員<br>三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 |
| 2010年 | 6月 | 同社代表取締役副社長                        |
| 2011年 | 6月 | 同行顧問                              |
| 2012年 | 6月 | (株)テイソウ (現(株)帝国倉庫) 取締役            |
| 2013年 | 4月 | 同社取締役社長 (現任)                      |
| 2017年 | 6月 | 当社社外取締役 (現任)                      |

大原亘氏は、(株)帝国倉庫の代表取締役です。同社と当社との間には、書類の保管、廃棄等に関する取引があります。

小越 信吾 (おごし しんご)  
(生年月日) (1982年5月16日)  
(略歴)

|       |     |                           |
|-------|-----|---------------------------|
| 2005年 | 4月  | 中央青山監査法人 入所               |
| 2007年 | 7月  | 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) |
| 2015年 | 11月 | 小越信良税理士事務所 (現 税理士法人小越会計)  |
| 2015年 | 11月 | 税理士法人小越会計 代表社員 (現任)       |
| 2016年 | 6月  | 当社社外監査役 (現任)              |

小越信吾氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

多田 敏明 (ただ としあき)  
(生年月日) (1968年7月28日)  
(略歴)

|       |     |                                        |
|-------|-----|----------------------------------------|
| 1996年 | 4月  | 弁護士登録                                  |
| 1996年 | 12月 | 日比谷総合法律事務所 入所                          |
| 2001年 | 7月  | Weil, Gotshal & Manges 法律事務所 ニューヨーク事務所 |
| 2002年 | 9月  | 日比谷総合法律事務所 (現任)                        |

多田敏明氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当て方法

当社取締役会で定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当て期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

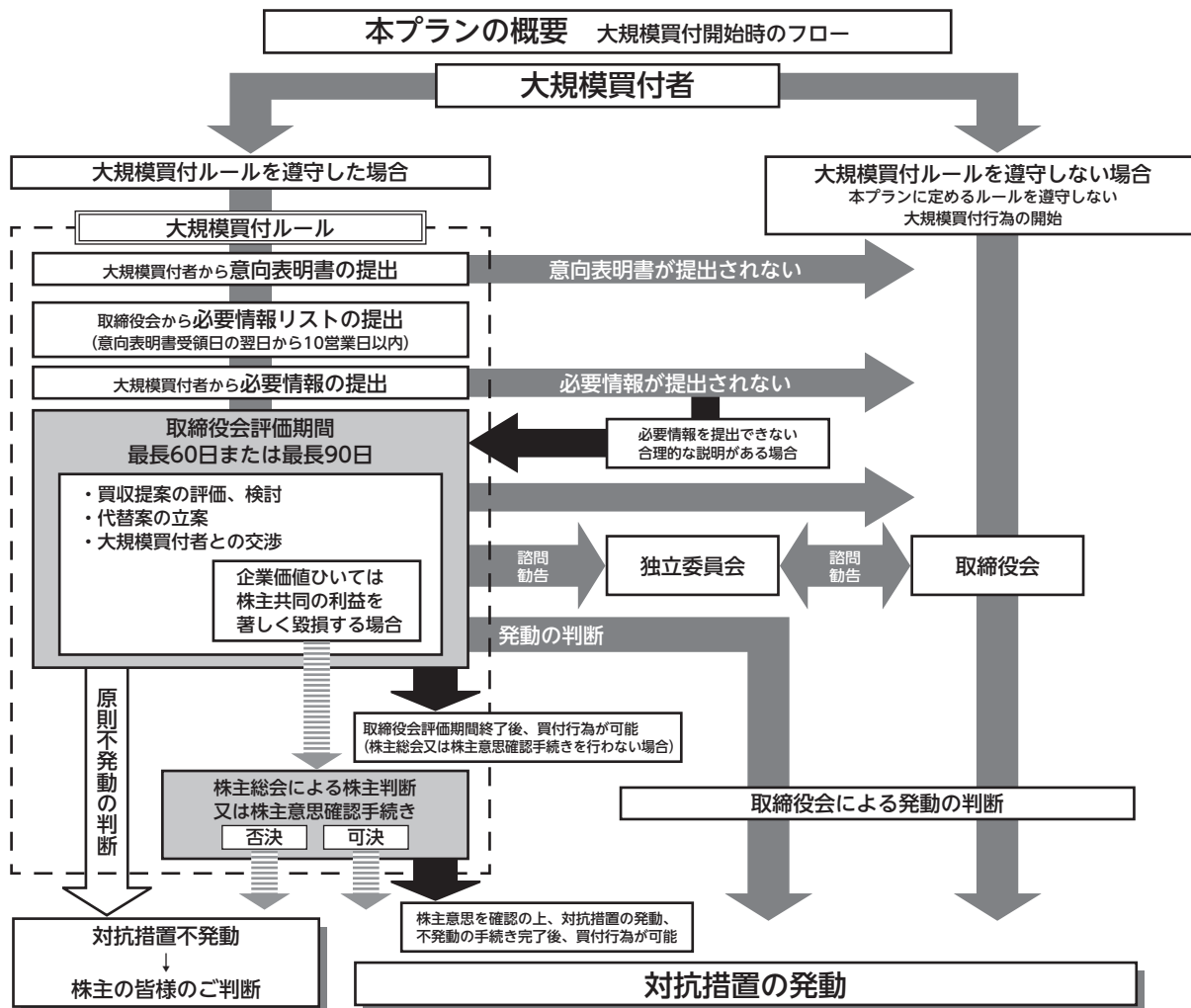
### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

## 事業報告

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における食品業界を取り巻く経営環境は、所得環境の改善が続き、景気が緩やかに回復する一方、食品に対する個人消費の慎重さが伺えます。

食肉業界においては、消費者の価格に対する厳しい目により比較的安価な輸入食肉等の取り扱いが伸長し、食肉の消費量は若干拡大したものの、消費支出は減少傾向にあります。また、牛肉の仕入価格が高値推移したことに加え、販売競争の激化、人手不足による物流費等の増加などが重なり、厳しい事業環境が続きました。

このような状況の中、当社グループは本年度より新中期経営計画（3ヵ年）をスタートさせており、さらなる成長への布石を打ち始めております。具体的には、加工食品需要の伸びに対応するため、ハンバーグの新工場を稼働いたしました。また、未進出エリアにおける販売網強化を目的に、株式会社サニーサイドとの資本業務提携契約を締結いたしました。加えて、省人化・省力化への取り組みとして国内初となる豚肩甲骨・上腕骨除骨ロボット「ワンダスミニマークⅡ」を本格導入いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,512億12百万円(前期比3.3%増)と増収となりました。一方利益面につきましては仕入価格の高値推移や国内販売競争の激化等による売上総利益率の低下、さらには物流費等の増加により営業利益は47億88百万円(前期比18.1%減)、経常利益は64億18百万円(前期比11.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は45億65百万円(前期比10.8%減)と減益となりました。

事業部門別の営業概況は以下のとおりです。

#### 食肉関連事業

食肉関連事業は、販売部門に供給部門が同行して商談を行うなど営業力を強化したことや、加工食品の販売に注力した結果、売上高は3,485億2百万円（前期比3.3%増）となりました。

また、部門別の業績は次のとおりであります。

## 食 肉

国内事業は、新規取引先の獲得や、既存取引先との取り組み強化、オリジナルブランドの販売強化等取扱量拡大に力を入れ、前期比で取扱量、売上高ともに伸長いたしました。しかしながら上述のように厳しい事業環境が続き、利益面では苦戦を強いられました。

また、国内事業の品目別業績は次のとおりであります。

国産食肉は、輸入食肉への需要シフトの影響や、下半期に国産豚肉相場が低く推移したこともあり、売上高は前期比横ばいとなっております。利益面では、国産豚肉の仕入価格が低く推移し好環境となるも、国産牛肉で相場高や生産農家の減少を背景とした高い仕入価格を販売価格に転嫁しにくい状況が続いており売上総利益は低迷いたしました。

輸入食肉は、国産食肉からの需要のシフトの影響や、「ケベックの恵み」や「小麦のブラン三元豚」等のオリジナルブランドの販売を強化したこともあり、取扱量、売上高ともに伸長しております。利益面では、輸入牛肉で仕入価格の高値推移や、販売競争の激化など厳しい状況が続きましたが、輸入鶏肉で12月以降の相場回復により販売環境が改善し、売上総利益は伸長しております。

輸出事業は、国産牛肉の輸出を中心に前期比で取扱量、売上高ともに大きく伸長いたしました。三井物産株式会社との協業による台湾向けの輸出も順調に推移しております。

これらの結果、食肉部門の売上高は2,816億54百万円（前期比3.2%増）となりました。

一方、利益面では一部品目で売上総利益が伸長したものの、全体としては苦戦を強いられました。

## 加工食品

加工食品は、ハンバーグ、ローストビーフを中心に拡販を行い、販売が引き続き好調に推移した結果、売上高は前年を上回り510億92百万円（前期比4.3%増）となりました。一方利益面では、ハンバーグ新工場の費用負担もあり、売上総利益は低迷いたしました。

## ハム・ソーセージ

ハム・ソーセージは、販促活動を強化し販売数量を確保した結果、売上高は前年を上回り137億91百万円（前期比1.6%増）となりました。

一方利益面では、コストの増加を販売価格に転嫁できず、売上総利益は低迷いたしました。

## その他

その他の取扱品につきましては、売上高は19億63百万円（前期比14.6%増）となりました。

## その他の事業

その他の事業につきましては、売上高は27億9百万円（前期比2.9%減）となりました。

事業別売上高は以下のとおりであります。

| 区 分         | 第79期<br>(前連結会計年度) |       | 第80期<br>(当連結会計年度) |       |
|-------------|-------------------|-------|-------------------|-------|
|             | 売上高               | 構成比   | 売上高               | 構成比   |
| 食 肉 関 連 事 業 | 337,328百万円        | 99.2% | 348,502百万円        | 99.2% |
| 食 肉         | 273,048           | 80.3  | 281,654           | 80.2  |
| 加 工 食 品     | 48,995            | 14.4  | 51,092            | 14.5  |
| ハム・ソーセージ    | 13,570            | 4.0   | 13,791            | 3.9   |
| そ の 他       | 1,713             | 0.5   | 1,963             | 0.6   |
| そ の 他 の 事 業 | 2,790             | 0.8   | 2,709             | 0.8   |
| 合 計         | 340,119           | 100.0 | 351,212           | 100.0 |

## (2) 対処すべき課題

第81期は、中期経営計画の2年目となります。その達成に向け『営業力の再生』のテーマのもと、グループ社員が一丸となり以下の課題に取り組みます。

### ①労働力不足への対応

慢性的な労働力不足に対応するため、システム化による業務の効率化も含めグループ全体の仕事の進め方を見直してまいります。また、お客様に認められる高品質で安全安心な商品・サービスを安定的に提供するため、食肉加工工場のさらなる機械化、省人化を図ってまいります。

### ②海外事業の強化

海外での食肉需要の増加に対し、輸出事業の拡大をはじめ、三井物産株式会社との協業により海外での事業拡大を進めてまいります。特に東南アジア圏でのスターゼンのビジネスモデルの展開は、非常に重要な取り組みと位置付けております。

### ③安全・安心への取り組み

当社グループにおいては、食品の安全性と品質を確保する取り組みとして、国際規格『SQ F (Safe Quality Food)』を導入しており、57カ所の工場及び営業所において認証を受けています。今後も、お客様に安全・安心な商品・サービスをお届けできるよう、不断の取り組みを続けてまいります。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は40億62百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

|                    |             |          |
|--------------------|-------------|----------|
| スターゼン食品株式会社        | ハンバーグ新工場建設他 | 19億75百万円 |
| スターゼン販売株式会社        | 郡山営業所新築他    | 6億11百万円  |
| スターゼンミートプロセッサー株式会社 | 石狩工場製造設備改修他 | 5億19百万円  |

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は設備投資等所要資金を自己資金等により賄いました。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

- ①2018年4月1日付で、当社子会社である株式会社ゼンチク販売および株式会社ニックフーズは、前者を分割会社、後者を分割承継会社とし、品川事業所の加工・営業事業を吸収分割いたしました。
- ②2018年4月1日付で、当社子会社であるスターゼンロジスティクス株式会社およびスターゼン東京物流センター株式会社は、前者を存続会社、後者を消滅会社とし吸収合併いたしました。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

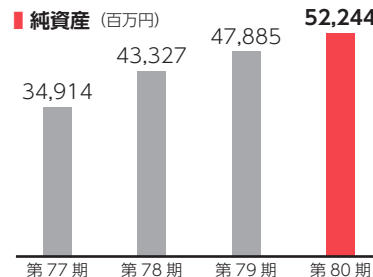
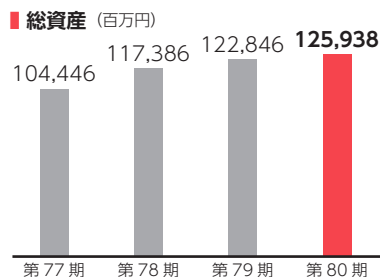
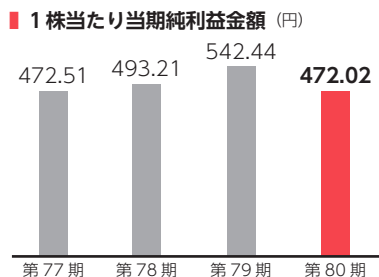
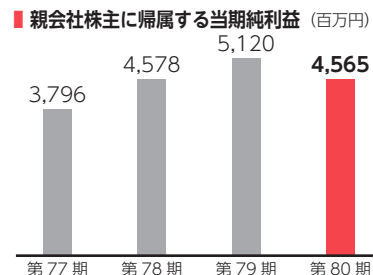
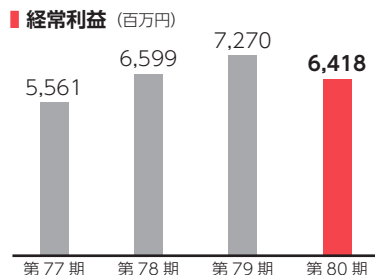
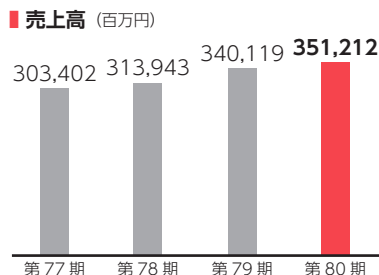
### (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (9) 財産および損益の状況の推移

## ①企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分                             | 第77期<br>(2015.4.1～<br>2016.3.31) | 第78期<br>(2016.4.1～<br>2017.3.31) | 第79期<br>(2017.4.1～<br>2018.3.31) | 第80期<br>(当連結会計年度)<br>(2018.4.1～<br>2019.3.31) |
|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 売 上 高 (百 万 円)                   | 303,402                          | 313,943                          | 340,119                          | 351,212                                       |
| 経 常 利 益 (百 万 円)                 | 5,561                            | 6,599                            | 7,270                            | 6,418                                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百 万 円) | 3,796                            | 4,578                            | 5,120                            | 4,565                                         |
| 1 株当たり当期純利益金額 (円)               | 472.51                           | 493.21                           | 542.44                           | 472.02                                        |
| 総 資 産 (百 万 円)                   | 104,446                          | 117,386                          | 122,846                          | 125,938                                       |
| 純 資 産 (百 万 円)                   | 34,914                           | 43,327                           | 47,885                           | 52,244                                        |
| 連 結 子 会 社 数                     | 20社                              | 20社                              | 21社                              | 20社                                           |
| 持 分 法 適 用 会 社 数                 | 7 社                              | 7 社                              | 7 社                              | 7 社                                           |



## ②当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分               | 第77期<br>(2015.4.1～<br>2016.3.31) | 第78期<br>(2016.4.1～<br>2017.3.31) | 第79期<br>(2017.4.1～<br>2018.3.31) | 第80期（当期）<br>(2018.4.1～<br>2019.3.31) |
|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| 売 上 高 (百 万 円)     | 20,075                           | 22,731                           | 5,435                            | 5,226                                |
| 経 常 利 益 (百 万 円)   | 2,951                            | 3,299                            | 2,969                            | 2,789                                |
| 当 期 純 利 益 (百 万 円) | 584                              | 3,072                            | 2,840                            | 2,538                                |
| 1 株当たり当期純利益金額 (円) | 72.69                            | 330.96                           | 300.95                           | 262.51                               |
| 総 資 産 (百 万 円)     | 68,231                           | 73,831                           | 70,681                           | 73,689                               |
| 純 資 産 (百 万 円)     | 29,350                           | 36,305                           | 34,366                           | 36,659                               |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2015年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、第77期期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 2017年4月1日付で当社の食品製造本部が営む事業を会社分割し、新設会社であるスターゼン食品株式会社へ承継いたしました。従いまして、第79期につきましては、当該会社分割による事業承継後の財産および損益の状況を記載しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第80期の期首から適用しており、第79期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## (10) 重要な親会社および子会社の状況 (2019年3月31日現在)

## ①親会社との関係

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金   | 当 社 の<br>議決権比率 | 主要な事業内容        |
|-----------------------|---------|----------------|----------------|
| ス タ ー ゼ ン 販 売 株 式 会 社 | 100 百万円 | 100 %          | 食肉・食品の販売       |
| 株 式 会 社 ゼ ン チ ク 販 売   | 100     | 100            | 食肉・食品の販売       |
| スターゼンインターナショナル株式会社    | 100     | 100            | 食肉・加工食品の輸出入・販売 |
| スターゼンミートプロセッサー株式会社    | 100     | 100            | 食肉の加工・販売       |
| ス タ ー ゼ ン 食 品 株 式 会 社 | 100     | 100            | ハンバーグ等の製造・販売   |
| ロ ー マ イ ヤ 株 式 会 社     | 100     | 100            | ハム・ソーセージ等の販売   |
| 株 式 会 社 青 木 食 品       | 100     | 98.7           | 麺類の製造・販売       |
| 株 式 会 社 ニ ッ ク フ ー ズ   | 95      | 100            | 食肉・食品の販売       |
| スターゼンロジスティクス株式会社      | 71      | 100            | 貨物運送・倉庫業       |
| 株 式 会 社 丸 全           | 60      | 100            | 食肉の加工・販売       |
| 株 式 会 社 キ ン グ 食 品     | 56      | 100            | 食品の製造・販売       |

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社11社を含め20社であり、持分法適用会社は7社であります。  
2. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

## (11) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

| 区 分         | 事 業 内 容                                                                                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食 肉 関 連 事 業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛豚の生産・飼育、食肉の加工、食肉の輸出入・販売</li> <li>・加工食品（ハンバーグ、ローストビーフ他）の製造・販売</li> <li>・ハム・ソーセージの製造・販売</li> </ul> |
| そ の 他 の 事 業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物運送、倉庫業、麺類の製造・販売</li> </ul>                                                                      |

## (12) 主要な営業所および工場（2019年3月31日現在）

| 名 称                 | 区 分              | 所 在 地                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スターゼン販売株式会社         | 本 社<br>営 業 統 括 部 | 東京都港区港南五丁目1番30号<br>関東統括部、広域営業統括部、食肉販売統括部(以上 東京都港区)、北海道統括部（札幌市）、東北統括部（仙台市）、中部統括部（小牧市）、関西統括部（伊丹市）、九州統括部（福岡県糟屋郡須恵町）                                                                                                                                                         |
|                     | 営 業 セ ン タ ー      | 札幌（札幌市）、昭島（昭島市）、茨城（かすみがうら市）、千葉（千葉市）、横浜（横浜市）、湘南（綾瀬市）、関西（伊丹市）、神戸（神戸市）、京都（京都府久世郡久御山町）、福岡（福岡県糟屋郡須恵町）                                                                                                                                                                         |
|                     | 営 業 所            | 函館（北斗市）、青森（青森市）、八戸（八戸市）、秋田（秋田市）、仙台（仙台市）、花巻（花巻市）、山形（山形県東村山郡中山町）、郡山（郡山市）、いわき（いわき市）、新潟（新潟市）、宇都宮（鹿沼市）、群馬（伊勢崎市）、埼玉（川口市）、松本（松本市）、富士（富士市）、静岡（静岡県榛原郡吉田町）、小牧（小牧市）、高松（高松市）、岡山（岡山市）、和歌山（和歌山市）、広島（広島市）、山口（山口市）、北九州（北九州市）、大分（大分市）、佐賀（小城市）、長崎（大村市）、熊本（熊本市）、宮崎（宮崎市）、阿久根（阿久根市）、鹿児島（鹿児島市） |
|                     | プロセス・センター        | 郡山（郡山市）、関東（昭島市、川崎市）、関西（伊丹市）                                                                                                                                                                                                                                              |
| 株 式 会 社 ゼ ン チ ャ 販 売 | 本 社<br>営 業 部     | 東京都港区港南二丁目5番7号<br>フードサービス部、外食販売部、業務用販売部（以上 東京都港区）、西日本販売部（伊丹市、名古屋市）                                                                                                                                                                                                       |
| スターゼンインターナショナル株式会社  | 本 社              | 東京都港区港南二丁目12番32号                                                                                                                                                                                                                                                         |
| スターゼンミートプロセッサー株式会社  | 本 工 場            | 東京都港区港南五丁目1番30号<br>石狩（岩見沢市）、青森（三沢市、青森県三戸郡三戸町）、郡山（郡山市）、阿久根（阿久根市）、加世田（南さつま市）                                                                                                                                                                                               |
| スターゼン食品株式会社         | 本 工 場            | 千葉県山武市松尾町富士見台208番地36号<br>千葉、松尾（以上 山武市）、本宮（本宮市）                                                                                                                                                                                                                           |
| ロ ー マ イ ヤ 株 式 会 社   | 本 工 場            | 栃木県那須塩原市島方457番地4<br>栃木（那須塩原市）                                                                                                                                                                                                                                            |
| 株 式 会 社 青 木 食 品     | 本 社              | 福島県本宮市荒井字恵向121番地16                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 株 式 会 社 ニ ッ ク フ ー ズ | 本 営 業 部          | 東京都中野区東中野一丁目11番10号<br>品川（東京都港区）                                                                                                                                                                                                                                          |
| スターゼンロジスティクス株式会社    | 本 社              | 神奈川県川崎市川崎区東扇島24番地                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 株 式 会 社 丸 全         | 本 社              | 東京都港区港南二丁目7番19号                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 株 式 会 社 キ ン グ 食 品   | 本 社              | 広島県福山市大門町五丁目9番1号                                                                                                                                                                                                                                                         |

## (13) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

| 従業員数          | 前期末比増減     |
|---------------|------------|
| 2,566 (920) 名 | △10 (△2) 名 |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員数を ( ) 外数で記載しております。

## (14) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 8,444 百万円 |
| 農林中央金庫       | 5,747     |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 5,563     |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 4,543     |
| 株式会社みずほ銀行    | 3,132     |

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ①当社子会社であるスターゼンインターナショナル株式会社およびスターゼン食品株式会社は、当社を存続会社として、吸収合併を行う契約を2019年1月10日付（効力発生日：同年4月1日）で締結いたしました。
- ②当社は、2018年11月19日付で、滝沢ハム株式会社に対し、株式会社シンコウフーズと共同で差し止め請求および損害賠償請求を提訴いたしました。当該訴訟は株式会社シンコウフーズが保有する特定加熱食肉製品の製造方法に関する特許権を侵害する内容として、当該特許実施権者として提訴したものであり、東京地方裁判所において係属中です。

## 2. 株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,741,191株（自己株式 1,500株を含む）
- (3) 株 主 数 15,495名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                      | 持 株 数               | 持 株 比 率            |
|----------------------------|---------------------|--------------------|
| 三 井 物 産 株 式 会 社            | 1,554 <sup>千株</sup> | 15.96 <sup>%</sup> |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）  | 352                 | 3.61               |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行        | 324                 | 3.33               |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 321                 | 3.29               |
| 農 林 中 央 金 庫                | 304                 | 3.12               |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行      | 279                 | 2.87               |
| 株 式 会 社 鶉 橋 興 産            | 234                 | 2.41               |
| ス タ ー ゼ ン 社 員 持 株 会        | 227                 | 2.33               |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 204                 | 2.09               |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行          | 160                 | 1.64               |

- (注) 1.持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。  
2.持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

2015年2月24日開催の取締役会決議に基づき発行した、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換により、発行済株式の総数は210,147株増加いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項（2019年3月31日現在）

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏 名     | 地位および担当    | 重 要 な 兼 職 の 状 況            |                |
|---------|------------|----------------------------|----------------|
| 中津濱 健   | 代表取締役会長兼社長 |                            |                |
| 永 野 章   | 代表取締役副社長   |                            |                |
| 寺 師 孝 一 | 代表取締役専務    | 首都圏食肉卸売業者協同組合              | 理事長            |
| 茂 原 馨   | 常 務 取 締 役  |                            |                |
| 横 田 和 彦 | 常 務 取 締 役  | スターゼン販売株式会社                | 代表取締役社長        |
| 入 江 泰 明 | 取 締 役      | スターゼンミートプロセッサー株式会社         | 代表取締役社長        |
| 鶉 橋 正 雄 | 取 締 役      | スターゼンインターナショナル株式会社         | 代表取締役社長        |
| 林 育 司   | 取 締 役      |                            |                |
| 長谷部 元 靖 | 取 締 役      |                            |                |
| 大 原 亘   | 社 外 取 締 役  | 株式会社帝国倉庫<br>オリエンタルモーター株式会社 | 取締役社長<br>社外監査役 |
| 藤 原 功   | 社 外 取 締 役  | 農林漁業団体職員共済組合               | 非常勤監事          |
| 中 井 俊 夫 | 監 査 役（常勤）  |                            |                |
| 北 條 秀 樹 | 社外監査役（常勤）  |                            |                |
| 山 本 麻記子 | 社 外 監 査 役  | TMI 総合法律事務所<br>株式会社シグマクシス  | 弁護士<br>社外取締役   |
| 小 越 信 吾 | 社 外 監 査 役  | 税理士法人 小越会計                 | 代表社員           |

- (注) 1. 取締役の大原亘氏、藤原功氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役の北條秀樹氏、山本麻記子氏、小越信吾氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

- 2018年6月28日開催の第79回定時株主総会において、林育司氏、長谷部元靖氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
- 取締役の松岡昌哉氏は、2018年6月28日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、辞任により取締役を退任いたしました。
- 取締役の大原亘氏、藤原功氏、監査役の北條秀樹氏、山本麻記子氏、小越信吾氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
- 監査役小越信吾氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務会計に関する知見を有しております。
- 当社は執行役員制度を導入しております。長谷部元靖氏、大原亘氏、藤原功氏を除く取締役は全員執行役員であります。
- 大原亘氏は、株式会社帝国倉庫の代表取締役であります。同社と当社との間には、書類の保管、廃棄等の取引があります。
- 上記以外の社外役員の兼職先である法人等と当社との間には、特別な利害関係はありません。

なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりです。

| 氏 名   | 役 位         | 担 当                         |
|-------|-------------|-----------------------------|
| 矢野 勉  | 上 席 執 行 役 員 | 株式会社丸全 代表取締役社長              |
| 松岡 昌哉 | 上 席 執 行 役 員 | スターゼンインターナショナル株式会社 取締役副社長   |
| 定信 隆壮 | 執 行 役 員     | 財務本部長                       |
| 岸 博之  | 執 行 役 員     | スターゼンITソリューションズ株式会社 代表取締役社長 |
| 西田 啓二 | 執 行 役 員     | スターゼンミートプロセッサー株式会社 専務取締役    |
| 西村 周司 | 執 行 役 員     | スターゼン販売株式会社 常務取締役           |
| 小澤 正彦 | 執 行 役 員     | 株式会社阿久根食肉流通センター 代表取締役社長     |
| 塚原 慶一 | 執 行 役 員     | スターゼンインターナショナル株式会社 専務取締役    |
| 高橋 正道 | 執 行 役 員     | スターゼンミートプロセッサー株式会社 専務取締役    |
| 鶴岡 孝治 | 執 行 役 員     | スターゼン食品株式会社 代表取締役社長         |
| 柄澤 達也 | 執 行 役 員     | 株式会社ゼンチク販売 代表取締役社長          |
| 高濱 良一 | 執 行 役 員     | スターゼン販売株式会社 常務取締役           |
| 若松 威男 | 執 行 役 員     | スターゼンインターナショナル株式会社 専務取締役    |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および監査役は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第30条、第41条の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分       | 支給人員 (名) | 支給額 (百万円) |
|-----------|----------|-----------|
| 取 締 役     | 10       | 330       |
| (うち社外取締役) | ( 2 )    | ( 10 )    |
| 監 査 役     | 4        | 38        |
| (うち社外監査役) | ( 3 )    | ( 24 )    |
| 合 計       | 14       | 368       |

- (注) 1. 取締役のうち、使用人兼務取締役に該当するものは3名であります。
2. 取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第77回定時株主総会決議により、月額35百万円以内(うち社外取締役分2百万円以内。)(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)と決議されております。
3. 監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第68回定時株主総会決議により、月額4百万円以内と決議されております。
4. 期末現在の人員は、取締役11名(内、社外取締役2名)、監査役4名(内、社外監査役3名)、計15名であります。上記当事業年度に係る支給人員と相違している理由は、無報酬の取締役1名を除いているためであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名   | 兼 職 先    | 兼職の内容 | 当該他の法人等との関係                                  |
|-------|-------|----------|-------|----------------------------------------------|
| 社外取締役 | 大 原 亘 | 株式会社帝国倉庫 | 取締役社長 | 当社グループと同社とは文書の保管・廃棄の取引がありますが、特記すべき事項はございません。 |

##### ②社外役員の主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 要 な 活 動 状 況                                                                                                  |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 大 原 亘   | 当事業年度開催の取締役会には13回中13回(出席率100%)出席し、長年にわたる各社の代表取締役としての職務を通じて培われた豊富な経験と高い識見に基づき、有益な質問・提言を適宜行っております。               |
| 社 外 取 締 役 | 藤 原 功   | 当事業年度開催の取締役会には13回中13回(出席率100%)出席し、金融業界における職務を通じて培われた豊富な経験と高い識見に基づき、有益な質問・提言を適宜行っております。                         |
| 社 外 監 査 役 | 北 條 秀 樹 | 当事業年度開催の取締役会には13回中13回(出席率100%)出席し、監査役会には8回中8回(出席率100%)出席し、金融業界における職務を通じて培われた豊富な経験と高い識見に基づき、有益な質問・提言を適宜行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 山 本 麻記子 | 当事業年度開催の取締役会には13回中13回(出席率100%)出席し、監査役会には8回中8回(出席率100%)出席し、主に弁護士としての専門的見地から有益な質問・提言を行っております。                    |
| 社 外 監 査 役 | 小 越 信 吾 | 当事業年度開催の取締役会には13回中13回(出席率100%)出席し、監査役会には8回中8回(出席率100%)出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から有益な質問・提言を行っております。            |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 53 百万円

②当社および当社の子会社  
が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 68 百万円

- (注) 1. 当社監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他のその必要があると認められた場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

以 上

(注) 事業報告は次のように記載しております。

1. 記載金額、株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部                      |                |
|------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                          | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>78,674</b>  | <b>流 動 負 債</b>               | <b>45,713</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 10,246         | 買 掛 金                        | 17,425         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 34,533         | 短 期 借 入 金                    | 5,992          |
| 商 品 及 び 製 品            | 23,424         | 1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債        | 2,817          |
| 仕 掛 品                  | 345            | 1年内返済予定の長期借入金                | 7,555          |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 1,999          | リ ー ス 債 務                    | 326            |
| そ の 他                  | 8,225          | 未 払 法 人 税 等                  | 881            |
| 貸 倒 引 当 金              | △100           | 賞 与 引 当 金                    | 1,562          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>47,241</b>  | 未 払 の 他                      | 7,527          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>30,249</b>  | そ の 他                        | 1,624          |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 12,933         | <b>固 定 負 債</b>               | <b>27,980</b>  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 4,750          | 社 債                          | 3,100          |
| 土 地                    | 10,870         | 長 期 借 入 金                    | 19,825         |
| リ ー ス 資 産              | 1,272          | リ ー ス 債 務                    | 1,008          |
| 建 設 仮 勘 定              | 92             | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 1,862          |
| そ の 他                  | 329            | そ の 他                        | 2,182          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,021</b>   | <b>負 債 合 計</b>               | <b>73,693</b>  |
| の れ ん                  | 345            | <b>純 資 産 の 部</b>             |                |
| そ の 他                  | 676            | <b>株 主 資 本</b>               | <b>51,015</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>15,970</b>  | 資 本 金                        | 11,612         |
| 投 資 有 価 証 券            | 13,143         | 資 本 剰 余 金                    | 12,467         |
| 貸 貸 不 動 産              | 1,117          | 利 益 剰 余 金                    | 26,942         |
| 長 期 貸 付 金              | 1              | 自 己 株 式                      | △7             |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 12             | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>1,223</b>   |
| 繰 延 税 金 資 産            | 1,105          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 1,433          |
| そ の 他                  | 682            | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                | 12             |
| 貸 倒 引 当 金              | △92            | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | △202           |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>22</b>      | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △20            |
| 社 債 発 行 費              | 22             | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>6</b>       |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>125,938</b> | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>52,244</b>  |
|                        |                | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>       | <b>125,938</b> |

# 連結損益計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目         |      | 金 額   |         |
|-------------|------|-------|---------|
| 売上          | 高価   |       | 351,212 |
| 売上          | 原価   |       | 320,639 |
| 販売費及び一般管理費  | 総費   |       | 30,572  |
| 営業外収益       | 利益   |       | 25,784  |
| 営業外収益       | 利益   |       | 4,788   |
| 受取配当金       | 利息   | 13    |         |
| 受取配当金       | 当金   | 99    |         |
| 受取配当金       | 貸付   | 432   |         |
| 受取配当金       | 及び配当 | 512   |         |
| 受取配当金       | 投資利益 | 1,045 |         |
| 受取配当金       | その他  | 320   |         |
| 営業外費用       | 費用   |       | 2,423   |
| 支払利息        | 利息   | 412   |         |
| 支払利息        | 費用   | 147   |         |
| 支払利息        | 償還   | 10    |         |
| 支払利息        | 繰上   | 56    |         |
| 支払利息        | 繰上   | 167   |         |
| 特別利益        | 利益   |       | 793     |
| 特別利益        | 利益   |       | 6,418   |
| 特別利益        | 利益   | 0     |         |
| 特別利益        | 利益   | 25    |         |
| 特別利益        | 利益   | 271   |         |
| 特別利益        | 利益   |       | 297     |
| 特別利益        | 利益   | 63    |         |
| 特別利益        | 利益   | 22    |         |
| 特別利益        | 利益   | 0     |         |
| 特別利益        | 利益   | 45    |         |
| 特別利益        | 利益   |       | 131     |
| 税金等調整前当期純利益 | 利益   |       | 6,584   |
| 法人税等調整額     | 調整額  | 1,827 |         |
| 法人税等調整額     | 調整額  | 184   |         |
| 当期純利益       | 利益   |       | 2,012   |
| 当期純利益       | 利益   |       | 4,572   |
| 当期純利益       | 利益   |       | 6       |
| 当期純利益       | 利益   |       | 4,565   |

(2019年3月31日現在)

(单位：百万円)

| 資 産 の 部           |  |  |        | 負 債 の 部                                   |  |  |        |
|-------------------|--|--|--------|-------------------------------------------|--|--|--------|
| 科 目               |  |  |        | 科 目                                       |  |  |        |
| 流 動 資 産           |  |  | 36,631 | 流 動 負 債                                   |  |  | 17,405 |
| 現 金 及 び 預 金       |  |  | 7,476  | 短 期 借 入 金                                 |  |  | 5,751  |
| 前 払 費 用           |  |  | 111    | 1 年 内 償 還 予 定 の 転 換 社 債 型 新 株 予 約 権 付 社 債 |  |  | 2,817  |
| 未 収 収 入           |  |  | 326    | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金                 |  |  | 6,341  |
| 短 期 貸 付 金         |  |  | 26,381 | 未 払 費 用                                   |  |  | 2,075  |
| 未 収 入 金           |  |  | 2,375  | 未 払 法 人 税 等                               |  |  | 72     |
| そ の 他 の 当 座 預 金   |  |  | 4      | 未 払 引 当 金                                 |  |  | 100    |
| 倒 引 当 金           |  |  | △44    | 賞 与 引 当 金                                 |  |  | 34     |
| 固 定 資 産           |  |  | 37,036 | そ の 他 の 負 債                               |  |  | 150    |
| 有 形 固 定 資 産       |  |  | 9,871  | 固 定 負 債                                   |  |  | 63     |
| 建 物               |  |  | 4,598  | 社 債                                       |  |  | 3,100  |
| 構 築 物             |  |  | 235    | 長 期 借 入 金                                 |  |  | 14,693 |
| 機 械 及 び 装 置       |  |  | 256    | 長 期 預 ス リ 債                               |  |  | 184    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 |  |  | 39     | 長 期 未 払 引 当 金                             |  |  | 1      |
| 土 地               |  |  | 4,667  | 長 退 職 給 付 引 当 金                           |  |  | 8      |
| そ の 他 の 財 産       |  |  | 73     | 退 資 産 除 の 債                               |  |  | 1,217  |
| 無 形 固 定 資 産       |  |  | 8      |                                           |  |  | 201    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       |  |  | 2      |                                           |  |  | 218    |
| そ の 他 の 財 産       |  |  | 6      |                                           |  |  |        |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   |  |  | 27,156 | 負 債 合 計                                   |  |  | 37,030 |
| 投 資 有 価 証 株       |  |  | 4,607  | 純 資 産 の 部                                 |  |  |        |
| 関 係 会 社 株         |  |  | 20,522 | 株 主 資 本                                   |  |  | 35,273 |
| 出 資 関 係 会 社 株     |  |  | 35     | 資 本 剰 余 金                                 |  |  | 11,612 |
| 長 期 貸 付 金         |  |  | 664    | 資 本 剰 余 金                                 |  |  | 9,444  |
| 賃 入 保 証 金         |  |  | 1,117  | そ の 他 の 資 本 剰 余 金                         |  |  | 7,545  |
| 差 延 税 引 当 金       |  |  | 166    | そ の 他 の 利 益 剰 余 金                         |  |  | 1,899  |
| そ の 他 の 当 座 預 金   |  |  | 32     | 別 途 積 立 金                                 |  |  | 14,223 |
| 倒 引 当 金           |  |  | 40     | 繰 越 利 益 剰 余 金                             |  |  | 4,560  |
| 繰 上 償 還 金         |  |  | △31    | 自 己 株                                     |  |  | 9,663  |
| 繰 上 償 還 金         |  |  | 22     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等                           |  |  | △7     |
| 繰 上 償 還 金         |  |  | 22     | そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金                 |  |  | 1,385  |
| 資 産 合 計           |  |  | 73,689 | 純 資 産 合 計                                 |  |  | 36,659 |
|                   |  |  |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計                           |  |  | 73,689 |

# 損益計算書

( 2018年 4 月 1 日から  
2019年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目          |       | 金 額 |       |
|--------------|-------|-----|-------|
| 売上高          | 5,226 |     |       |
| 売上原価         | 47    |     |       |
| 売上総利益        | 5,178 |     |       |
| 販売費及び一般管理費   | 3,533 |     |       |
| 営業利益         | 1,645 |     |       |
| 営業外収益        |       |     |       |
| 受取配当金        | 490   |     |       |
| 受取資産の賃料      | 263   |     |       |
| 受取不動産の賃料     | 1,287 |     |       |
| 営業外費用        | 196   |     | 2,237 |
| 支払利息         | 177   |     |       |
| 支払利息費用       | 10    |     |       |
| 支払利息費用       | 887   |     |       |
| 支払利息費用       | 17    |     | 1,093 |
| 特別利益         |       |     | 2,789 |
| 固定資産売却益      | 0     |     |       |
| 投資有価証券売却益    | 24    |     | 24    |
| 特別損失         |       |     |       |
| 固定資産除損       | 41    |     |       |
| 減損           | 119   |     | 161   |
| 引当金          |       |     |       |
| 法人税、住民税及び事業税 | 89    |     | 2,653 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 24    |     | 114   |
| 当期純利益        |       |     | 2,538 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

スターゼン株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木 聡  | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大野 祐平 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スターゼン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターゼン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類等に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

スターゼン株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大野 祐平 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スターゼン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

(次項に続く)

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月23日

スターゼン株式会社 監査役会

|       |   |   |   |    |   |
|-------|---|---|---|----|---|
| 常勤監査役 | 中 | 井 | 俊 | 夫  | ㊞ |
| 常勤監査役 | 北 | 條 | 秀 | 樹  | ㊞ |
| 監査役   | 山 | 本 | 麻 | 記子 | ㊞ |
| 監査役   | 小 | 越 | 信 | 吾  | ㊞ |

尚、監査役北條秀樹及び山本麻記子並びに小越信吾は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株 主 各 位

## スターゼン株式会社

当社の、本年の株主優待および株主優待サービスについて下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主優待および株主優待サービスの目的

一般消費者でもある株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、当社グループ製品へのご理解を深めていただき、当社株式の中長期的な保有につながる魅力あるものにするを目的としております。

#### 2. 株主優待品の贈呈について

**本年3月31日現在の株主名簿に記載された100株（1 単元）以上の株式を所有する株主様**

##### (1) 優待品

|                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| ①所有株式数が100株以上500株未満の株主様   | 3,000円相当の当社グループ製品  |
| ②所有株式数が500株以上1,000株未満の株主様 | 5,000円相当の当社グループ製品  |
| ③所有株式数が1,000株以上の株主様       | 10,000円相当の当社グループ製品 |

##### (2) 贈呈時期

毎年1回 株主総会終了後（本年は6月28日）に発送しております決議通知書に同封の「優待品申込書（はがき）」にお届先などの必要事項をご記入のうえ、7月12日までに返送いただきますと、7月下旬から順次優待品をお届けいたします。

#### 3. 株主優待サービス（ギフト、おせちのご案内）

**本年3月31日現在の株主名簿に記載された100株（1 単元）以上の株式を所有する株主様**

##### (1) 優待ギフト

- ①中元ギフトを特別斡旋価格にてご案内いたします。
- ②歳暮ギフトを特別斡旋価格にてご案内いたします。

##### (2) 優待おせち

ローマイヤ株式会社のおせちを特別斡旋価格にてご案内いたします。（数量限定販売）

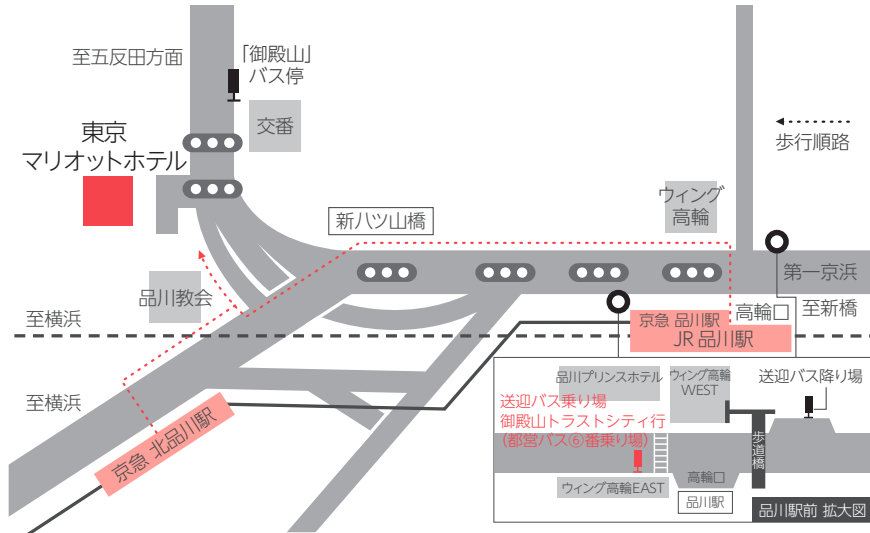
以 上

[illegible]

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, typical of notebook paper or a document template. There are no margins, text, or other markings present.

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区北品川四丁目7番36号  
東京マリオットホテル  
地下1階 ボールルーム  
電話 (03) 5488-3911 (代表)



### ●交通のご案内 (都営バス)

- JR品川駅(高輪口)発 御殿山トラストシティ行 約5分(無料)  
※バス乗り場:品川駅高輪口(西口)ウイング高輪EAST前の都営バス⑥番乗り場
- JR五反田駅(東口)発 品川駅行 約8分、御殿山下車 徒歩1分(徒歩)
- JR品川駅高輪口より五反田方向へ徒歩約10分
- 京浜急行北品川駅より五反田方向へ徒歩約5分

＜お願い＞

- ・バイク、自転車の駐輪場のご用意はございません。
- ・駐車場に限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

